

令和6年度研究支援サービス・パートナーシップ認定制度の公募開始について

令和6年9月20日

文部科学省 科学技術・学術政策局

1. 制度の概要

(1) 目的

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援するため、民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として認定しています。

(2) 認定要件

- ①当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであること
- ②当該サービスが、優れた特徴を有していること
- ③当該サービスを行う事業者が、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係（ネットワーク）を構築できるものであること
- ④当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務基盤を確保していること
- ⑤当該サービスが、①に掲げる要件を満たすことに寄与する事業実績を有していること

(3) 手続き

民間事業者から研究支援サービスの公募（1か月程度）を行います。認定の単位は、事業者単位ではなく、サービス単位とします。

文部科学省は、申請のあった研究支援サービスについて認定要件に照らして審査を行い、外部有識者から意見を聴取した上で認定します。

(4) 仕組み

- ①認定により、研究者の研究環境を向上させる研究支援サービスの利活用を奨励、促進し、研究コミュニティに対する認知度を高めます。
- ②研究支援サービスを認定された事業者と文部科学省は、定期的または不定期に意見交換やネットワーキング等の場を設けます。
- ③将来的に、認定された研究支援サービスのうち、文部科学省関連事業との連携により、当該サービスの加速が見込まれ、また、連携対象となる文部科学省関連事業にも貢献が大きいものについて具体的な連携（金銭的な支援（補助）は除く）を検討します。

2. 令和6年度の公募について

(1) 申請手続き

「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 実施要綱」に沿って、申請書を記入の上、メールで提出してください。

(2) 公募期間

令和6年9月24日（火）正午 ～ 10月30日（水）正午

(3) 提出・問合せ先

nintei@mext.go.jp

※ 10MBを超える資料については、別途送付方式を指定するため、1日以上の余裕を持って事前に連絡すること。

(4) 認定可否の連絡

認定の可否については、文部科学省において審査を行った上、直接申請者へ御連絡します。今年度の認定は令和6年度中を予定しています。

(5) 説明会の開催

公募の開始に当たり、事業者向けの説明会を事業者向けの説明会を以下のとおり開催します。出席をご希望の事業者は、9月26日（木）正午までにメールにて登録をお願いします。

日時：令和6年9月27日（金）14時00分～15時00分（オンライン形式）

登録先：nintei@mext.go.jp

関連資料

- ・研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 実施要綱
- ・研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 Q&A集
- ・研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 概要